

消費者教育推進地区便り



三番町地区版 第1号 2018. 7

三番町地区が消費者教育推進地区に 指定されました！

三番町地区の皆さま、こんにちは。

静岡市市民局生活安心安全課消費生活センターです。



消費生活センターには、毎日市民の皆様から次のような、商品の購入やサービスの契約など消費生活に関する様々な相談が寄せられています。そのいくつかをご紹介します。

- ・消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせという身に覚えのない請求ハガキが届いた
- ・パソコンや携帯電話に、身に覚えのない利用料の請求メールが届いた
- ・申し込んだつもりがないのに、アダルトサイトに登録されてしまった
- ・通信販売で、一回のつもりで購入した健康食品などが定期購入になっていた

安心・安全で豊かな消費生活をおくるためには、**被害やトラブルに巻き込まれないよう**消費者の皆さんも必要な情報を集め、確かな知識を身につけることが必要です。

そこで、静岡市では**消費者教育推進のモデル地区として、「消費者教育推進地区」を指定**し、重点的に消費者教育を推進しています。平成27年度には駿河区南部学区、平成29年度に清水区高部地区、そして平成30年度新たに**葵区三番町地区を消費者教育推進地区**として指定させて頂きました。**消費者教育推進員の戸別訪問による啓発、推進地区便りの配布**などの取組をさせて頂きますので、ご協力よろしく願いいたします。

*** 「消費者市民社会」 *** とは

今と未来の為に人、社会、環境にやさしい消費行動を積極的にとることにより目指すより良い社会のことです。

- ・製品事故があったらメーカーや販売店に連絡し、被害の拡大を防ぐ
- ・リサイクル、省エネをする ・食べ物を無駄にしない
- ・環境に配慮した商品や、地場産品、被災地の物を買う
- ・近隣の高齢者を見守る、 などです。

※身近なところから、自分にできることをやっていきましょう！





こんにちは！
静岡市生活安心安全課消費生活センターです。
皆さんは消費生活センターをご存じですか？

消費生活センターはどこにあって、何をしているのですか。



消費生活センターは、静岡市役所静岡庁舎の1階18番（19番）窓口と、清水庁舎の4階にあります。

消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。

また、くらしに役立つ**セミナー**や職員が地域に出向いて行う「**くらしの出張教室**」を開催しています。商品の表示が正しくされているかなど、**法令に基づく立入検査**も実施しています。

くらしの出張教室ではどんなことを勉強するのですか。どこに申し込みやすいのですか。



くらしの出張教室では、DVDを見たり、簡単なゲームやクイズで**悪質商法の手口や対策**を学んでいただきます。現在多発している消費者被害などについてもお話しさせていただきます。

町内会や自治会、企業、学校など10人以上の集まりにお伺いします。会場は、**地区集会場、生涯学習交流館**等をお申込者をご用意ください。

ぜひ、お気軽に、**静岡市生活安心安全課までお申し込みください。**

電話 054-221-1054 FAX 054-221-1291

第1回くらしの一日講座が開催されました！

5月29日に藤田すづ枝氏（ファイナンシャルプランナーCFP）を講師にお招きして「**仮想通貨入門～仮想通貨のメリット・デメリット～**」というテーマでくらしの一日講座が開催されました。（於アイセル21（静岡市女性会館））

仮想通貨の基礎知識や仕組み、購入時の注意点、仮想通貨の話題性に便乗した詐欺的な投資話のトラブルを学び、参加者からは「参考になった、**内容をよく理解してから契約したい**」という声が聞かれました。



仮想通貨は国がその価値を保証している「円」「ドル」などのような**法定通貨ではありません**。インターネット上でやりとりされる電子データです。取引を行う場合は、**リスクをよく理解してから行ってください**。





推進地区での戸別訪問事業への

ご理解とご協力をお願いします！

推進地区事業の1つとして、三番町地区内のお宅への**戸別訪問**を計画しています。戸別訪問では、消費者教育推進員が資料などを使い、最新の悪質商法の手口などの啓発、また、被害やトラブルにあっていないかなどの聞き取りをさせていただきます。現在9月からの開始を予定しておりますが、具体的な計画が決まりましたら、またお知らせいたします。

昨年度戸別訪問を実施した清水区の高部地区では、①「**不用品を何でも買い取る**」と言う電話がかかってきたので業者に家に来てもらったら、**貴金属が目当て**だった。②**空き店舗だった場所で自然食品を販売**していた。最初は100円など**手頃な価格**のものを販売し、**だんだん高額**のものを販売していた、等のトラブルを聞き取らせて頂きました。皆様から聞き取った体験談は今後の啓発等の参考にさせていただきますが、個人が特定されるようなことはありませんのでご安心ください。

高齢者の消費者被害を防ぐためには、**高齢者自身が「自分も被害に遭うかもしれない」という警戒意識を持つことと、家族などのまわりの人たちの見守りが大切**です。

<消費者教育推進員紹介>

消費者教育推進員の瀧と申します。
三番町地区のお宅に戸別訪問に伺います。
皆様が安心して安全な生活が送れるよう
お役にたちたいと思っています。
どうぞよろしくお願い致します。



瀧 幸江

<くらしの安全> 古い扇風機による 火災にご注意！！



長期間使っている扇風機で次のような症状が出たら、すぐに**使用を中止**してください。

- ◇ モーター部分が異常に熱い、焦げ臭いにおいがする。
- ◇ スイッチを入れても羽が回らない、異常に遅い、不規則、異常な音ができる。

架空請求にご注意!

身に覚えのない請求がはがきやメールで届いても、相手には連絡せず、不安な場合は消費生活センターに相談しましょう!

〈架空請求はがきの例〉

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました。管理番号(わ)305 裁判取り下げ期日を経て訴訟を開始させていただきます。

このままご連絡なき場合は、原告側の主張が受理され、裁判所の許可を受けて、現預金や有価証券及び、動産や不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。
※取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-XXXX-XXXX

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

何の料金か、どの会社の
いくら請求なのか不明

正式な裁判手続きの
通知がはがきで来る
ことはありません

取り下げ期日が間近に迫
っていると誤認させます

様々な名称が使われていますが、いずれも実在していません。たとえば
民間訴訟告知センター
民間訴訟告知管理センター
国民訴訟通達センター
国民訴訟告知管理センター
消費者訴訟告知センター

公的機関のような名称が
記載されていますが、絶対に連絡をしないで下さい

消費者力をつけましょう

通信販売の注意点



一回だけの購入のつもりが定期購入になっていた!!

消費者庁イラスト集より

広告を見て、通常 3,000 円の健康食品が 500 円になっていたので電話で注文し受け取った。

一ヶ月後にまた同じ商品が届いたので業者に連絡したところ、「定期購入の契約になっており初回だけ安くなる」という説明だった。👉通信販売はクーリング・オフがありません。

購入する際は、契約の内容、交換や返品の条件等をよく確認してから注文しましょう。

発行 静岡市市民局生活安心安全課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

消費生活に関する相談は、054-221-1056 まで

(専門の相談員による相談時間: 平日 9 時~16 時)

くらしの出張教室などの申込みは、054-221-1054 FAX 054-221-1291 まで

